

議案第94号

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第29条第1項第10号」を「第29条第1項第9号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市計画法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。